
平成30年6月(第3回)
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 平成30年6月25日(月) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (15名)

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	内倉孝子
委員	3番	富永浩二
委員	4番	白田利秋
委員	5番	中嶋睦巳
委員	6番	中村重治
委員	7番	上岡ヒトミ
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	福田智浩
委員	12番	中西政治
委員	13番	冷水正行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 14番 吉永良行

5. 議事録署名委員 5番 中嶋睦巳 6番 中村重治

6. 議 題 議案第 7号 農地法第3条許可申請の件について
議案第 8号 農地法第4条許可申請の件について
議案第 9号 農地法第5条許可申請の件について
議案第10号 農業振興地域整備計画変更の件について
議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	有田 稔
次 長	一松 敬一
係 長	有留 幸弘

10. 会議の概要 会議の概要は次のとおり

第3回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願い致します。</p> <p>只今より、平成30年度肝付町農業委員会第3回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日は、14番の吉永委員が体調不良ため検査入院とのことで欠席届がありました。</p> <p>本日の出席委員は16名中15名です。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長にお願い致します。</p>
議長	<p>冒頭あいさつあり～。</p> <p>議事に入ります。</p> <p>それでは、議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、5番の中嶋委員と6番の中村委員にお願い致します。本日の議題は、議案第7号から議案第11号まであります。報告協議が1から2番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。1ページをお開きください。</p> <p>議案第7号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3許可申請は9件であり、全て所有権移転で、贈与が5件、売買が4件となっています。</p> <p>贈与の5件は、田が18筆10, 135㎡、畑が2筆4, 287㎡で、売買の4件は、田が3筆で2, 049㎡、畑が4筆で2, 520㎡であります。</p> <p>整理番号1番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が、北方字〇〇 〇〇〇番〇で、田が1筆1, 022㎡です。</p> <p>整理番号2番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が1筆888㎡です。</p> <p>整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、田が2筆1, 031㎡です。</p> <p>整理番号4番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、畑が2筆4, 287㎡です。</p> <p>整理番号5番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、田が2筆1, 027㎡です。</p> <p>整理番号6番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外12筆で、田が13筆5, 686㎡です。</p> <p>整理番号7番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が、北方字〇〇 〇〇〇番〇で、田が1筆670㎡です。</p> <p>整理番号8番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、</p>

事務局	<p>申請地が前田字〇〇 〇〇〇番2外2筆で、畑が3筆1, 632㎡です。</p> <p>整理番号9番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が岸良字〇〇 〇〇〇番外1筆で、田が2筆2, 748㎡です。</p> <p>以上9件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありました。1番から9番まであります。お目通し下さい。</p> <p>それでは、1番から9番までの件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>それでは、異議なしということですので、議案第7号農地法第3条許可申請の件、1番から9番までは、提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>2ページをお開きください。議案第8号農地法第4条許可申請の件「4-30-1」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第4条許可申請の件「4-30-1」について、ご説明致します。</p> <p>申請人が、〇〇市〇〇 〇〇〇番〇号 〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町北方字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、畑で2筆計で1,051㎡となっています。</p> <p>転用目的が太陽光発電施設にしたいということで、申請地に太陽光発電施設を設置して、売電収入を得ることで家計の安定を図りたいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分が、第2種農地のその他の農地に該当します。場所につきましては、下にありますとおり、内之浦地区の〇〇がありますけれども、そこを左折いたしまして、300mほど中に行くと〇〇振興会の方に向かいますと〇〇集落センターがありますが、その隣が申請地になっております。配置図につきましては、右にありますとおり、太陽光パネル288枚を図のような形で配置するというので、隣接の宅地等への影響が出ないように土覇等も打つということで申請が出ております。以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、「4-30-1」について、2名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願い致します。 はい、福園委員。</p>
福園委員	<p>15番の福園です。議案第8号「4-30-1」について、現地調査の報告をします。申請地は、今説明がありましたが、内之浦の〇〇の所を北側に300mほど行ったところに〇〇があります、町道を挟んで、そこをさらに北側に行きますと〇〇がありますが、〇〇の入り口の東側が申請地になります。排水については自然浸透ですが、申請地の東側の宅地側等につきましては、水が流れないように土覇をつくということです。特に問題は無いかと思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「4-30-1」について現地調査の報告がありましたが、この件について異議意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>

議 長	<p>異議なしということですので、農地法第4条許可申請の件「4-30-1」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>次に3ページをお開きください。</p> <p>議案第8号 農地法第4条許可申請の件「4-30-2」について、事務局が説明します。</p>
事務局	<p>農地法第4条許可申請の件「4-30-2」について、ご説明いたします。</p> <p>申請人が、肝付町前田〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番、畑で1, 565㎡となっています。</p> <p>転用目的が太陽光発電施設にしたいということで、申請地に太陽光発電施設を設置して、売電収入を得ることで家計の安定を図りたいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分が、第2種農地の市街地近接農地に該当します。場所につきましては、下にありますとおり、〇〇方面に向かいますと、〇〇がありますが、そこを南へ50mほど行ったところが申請地になっております。申請地の隣が申請人の居宅になっております。配置図につきましては、右にありますとおりに、敷地内に336枚の太陽光パネルを設置して、その周りをフェンスで囲みまして、残りの部分については、道路側については、メンテナンス用の車両の駐車スペースを作りまして、奥には残された部分の管理のための草刈り機等の置き場を置いて、管理していくということで申請がでております。排水については、自然浸透になっておりまして、オーバーフロー分については西側の道路に側溝がついておりますけれどもそちらの方に流れるような形で、現状の土地の状態を保ったままで使うということで、今のところ畑の状態になっていても、隣接には影響が出てないということで、このような方法を取るといことです。</p> <p>以上です。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい、「4-30-2」についても、2名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願い致します。 はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>10番、藤井です。「4-30-2」について報告いたします。場所は、〇〇の信号から後田方面に約500m上ったところに〇〇があります。そのすぐ隣の住宅が申請人の居宅になっておりまして、その隣に30数年来、除草管理のみしてある土地がありました。その土地を有効活用したいということで、今回この申請が上がったわけですが、排水は事務局の説明のとおり自然浸透ということで、過去数十年このままの状態ではありますが、水が溜まってどうのこうのということは過去ありませんでした。オーバーフロー分については、左側に道路があり、両サイドに側溝が通っていますので、排水に対する問題等はないかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「4-30-2」について現地調査の報告がありましたが、この件について異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
【異議なしとの声あり】	
議 長	<p>異議なしということですので、農地法第4条許可申請の件「4-30-2」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>次に4ページをお開きください。</p> <p>議案第9号 農地法第5条許可申請の件「5-30-5」について、事務局が説明</p>

議 長	します。
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-30-5」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、肝付町前田〇〇〇番地〇 〇〇団地〇棟〇〇号の〇〇〇〇さんで、譲渡人が、肝付町新富〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番外1筆の一部で、畑が2筆計792㎡のうち405㎡となっています。転用目的が一般住宅を建てたいということで、転用事由が、現在借家住まいのため、申請地に持ち家を建築し、永住したいということで申請がでております。</p> <p>農地の区分が、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。場所につきましては下にありますとおり、本町の所に〇〇がありますが、その通りから左折いたしまして、130mほど行きますと右に曲がります。そこから100mほど行ったところが申請地になります。配置図につきましては右にありますとおり、土地が2筆細長い部分がありますけれども、L型の形で分筆しまして住宅を奥に建てまして、手前の通路部分に浄化槽を設置しまして、排水につきましては北側の道路の側溝に流す計画で申請が出ております。</p> <p>以上よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>はい、「5-30-5」について、2名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願い致します。 はい、中嶋委員。</p>
中嶋委員	<p>5番の中嶋です。議案第9号「5-30-5」について、現地調査の報告をします。6月の20日に、私、藤井委員、事務局2名、申請代理人立ち合いのもと、調査を行いました。場所は、事務局が言われたように、前〇〇のあった建物から30mほど行ったところになりますが、申請地は細長く住宅に囲まれ、ブロックに囲まれた土地でありました。排水は前面道路に排水溝があり、何ら問題は無いと思われました。</p> <p>皆様の審議をよろしくお願ひします。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-5」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-5」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>次に5ページをお開きください。</p> <p>議案第9号 農地法第5条許可申請の件「5-30-6」と次ページの「5-30-7」については場所が同一敷地であり関連がありますので、同時審議でいきたいと思ひます。事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、まず農地法第5条許可申請の件「5-30-6」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さんで、譲渡人が、肝付町新富〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇の一部、畑で843㎡のうち232㎡となっています。転用目的が一般住宅と駐車場ということで、転用事由は、現在、借家住まいのため、申請地に持ち家を建築し、永住したいということで申請が出ております。</p> <p>次に、「5-30-7」についてであります。譲受人が、肝付町前田〇〇番地〇〇</p>

事務局	<p>団地〇-〇の〇〇〇〇さんで、譲渡人が、肝付町新富〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇の一部、畑で843㎡のうち232㎡となっています。転用目的が一般住宅と駐車場ということで、転用事由は、現在、借家住まいのため、申請地に持ち家を建築し、永住したいということで申請が出ております。この2件は姉妹になる方の同時申請ということで申請が出ております。農地の区分は第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、下にありますとおり、〇〇振興会の〇〇地区公民館がありますが、そこから100mほど南へ行ったところの右手が申請地になっておりますが、この敷地を3分割に分筆し、一番北側が「5-30-6」の申請地で、真ん中が「5-30-7」の申請地となります。配置図につきましては、それぞれ右にありますとおりに、西側に居宅を作りまして手前の方に駐車スペースを設け、合併浄化槽等の排水については東側の道路側溝に流すということで、2件とも同じような配置で申請が出ております。</p> <p>以上よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、それでは、「5-30-6」、「5-30-7」についても、2人の委員が現地調査されております。どちらかの委員で、現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>10番、藤井です。「5-30-6」と「5-30-7」について現地調査しましたので報告させていただきます。6月20日に上岡委員、私、申請代理人、事務局2名で現地調査しました。場所は今事務局からありましたように、〇〇ショップのあるあの通りを後田方面に入ってくると〇〇地区公民館がありますが、公民館より約100mいったところの〇〇の手前になりますが、住宅振興地のど真ん中です。この農地は、利用権が結んでありネギを作られてありましたが、賃借料が貰えないということで何回もお伺いして支払いに行ったところになりますけれども、そのようなことでその時に利用権をもう外しました。そして、支払いが悪いということで判明しましたので、どうしたらいいかということで〇〇さんの方から相談があったわけですが、集落で花を植えるとか考えられたのですが、されないままでそのままでした。あっせんで上げようかと思ったのですが、ご存じのとおり住宅振興地のど真ん中でしたので、高くで売りたいと本人が言われましたので、自分で買い手を探してされてはどうかということで、私たちはもうその件についてはタッチできませんということで、たぶん本人が何処かの不動産屋と相談されてこういう形になったと思いますが、8畝ですがそれを3つに割って住宅を建てたいということでしたので、〇〇さんの方も大変喜ばれていて、手前に住宅があるのですが、そこは〇〇さんの妹さんが住んでいらっしゃいます。その方が管理されていたのですが、その管理も無くなるということで、良かったのかなと思いますが、周囲もブロックで囲まれていますので周囲への影響も特に問題は無いかと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-6」と「5-30-7」について現地調査の報告がありましたが、同時に審議したいと思ひます。この2件の申請について異議意見等ございませんでしょうか。</p>
【異議なしとの声あり】	
議長	<p>はい、異議なしということですので、農地法第5条許可申請の「5-30-6」と</p>

議 長	<p>「5-30-7」の件については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>次に7ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、議案第9号 農地法第5条許可申請の件「5-30-8」についてを議題といたします。事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-30-8」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、肝付町富山〇〇〇番地の有限会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんで、譲渡人が、〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇、畑で991㎡となっています。転用目的が駐車場ということで、現在の駐車場は会社の周囲に宅配車両、従業員と業者の車などが一緒のスペースに駐車され、通行の妨げになっているため、従業員の駐車場を申請地に整備したいということで申請が出ております。農地の区分は第1種農地の既存施設の拡張に該当します。この件につきましては、今年の2月総会で農業振興地域の整備計画変更で審議して頂きました案件でありまして、6月6日付けで除外許可が出たということで、今回、5条申請が上がって来たものであります。配置図については、農振除外申請時と変わっておりませんので、内容については変更ないということでもあります。以上、よろしく願います。</p>
議 長	<p>はい、それでは、「5-30-8」については、2月の農振除外の申請があった時に、現地調査され調査報告がされております。農振除外の許可が出たということで、今回5条申請された案件です。この件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
【なしとの声あり】	
議 長	<p>はい、異議なしということですので、「5-30-8」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして、8ページをお開きください。</p> <p>議案第9号 農地法第5条許可申請の件「5-30-9」について事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-30-9」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、肝付町後田〇〇〇番地〇マンション〇〇の〇〇〇〇さんで、譲渡人が、肝付町後田〇〇〇番地の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇の一部で、畑で1,432㎡のうち496㎡となっています。転用目的が一般住宅と車庫を建てたいということで、現在借家住まいのため、祖父所有の申請地の一部の贈与を受け、持ち家を建築し、永住したいということで申請がでております。</p> <p>農地の区分が、第1種農地の集落接続施設に該当致します。場所につきましては下にありますとおり、後田の〇〇に〇〇がありますけれども、そこから右へ曲がりまして、北へ300mほど行った右手が申請地になっております。</p> <p>配置図につきましては右にありますとおり、区画内の北側に詰めた形で住宅を造りまして、西側の道路側に車庫を造るということで、浄化槽等の排水につきましては西側の道路側溝に流すということで申請が出ております。</p> <p>以上よろしく願います。</p>
議 長	<p>はい、それでは、「5-30-9」についても、2人の委員が現地調査されております。</p>

永野委員	<p>す。どちらかの委員で、現地調査の報告をお願いいたします。 はい、永野委員。</p> <p>8番、永野です。「5-30-9」について現地調査しましたので報告をいたします。6月20日に藤井委員、私、申請人、事務局で現地を調査しました。場所は〇〇の〇〇の所から北へ約300m行ったところの右側になります。現状は今耕耘され作物は作ってありませんでした。若干道路より高くなっております。周辺は住宅が点在していますが、排水については、敷地の西側の6mの道路に側溝があり、許可するに特に問題は無いかと思われましたが、皆様方の審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-9」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、「5-30-9」については、許可相当の意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして、9ページをお開きください。</p> <p>議案第10号 農業振興地域整備計画変更の件「変-30-1」について事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>「変-30-1」について説明いたします。申請人が〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇〇団地〇-〇-〇 〇〇〇〇さんです。申請地が後田字〇〇 〇〇〇番の一部、畑で995㎡のうち469㎡となっております。用途につきましては、一般住宅を建てたいということで、変更理由が現在借家住まいであり、手狭になったため申請地に持ち家を建築し永住したいとで申請が出ております。農地の区分は除外後が第1種農地の集落接続施設に該当致します。場所につきましては、下にありますとおりに、県道神之川内之浦線を〇〇方面に向かいますと、〇〇振興会に向かうところから約600m進みまして、そこを左折しまして、100m行ったところが申請地となっております。配置図につきましては、右にありますとおりに、宅地部分を造りまして、手前の方に駐車スペースを設けるような形で申請が出ております。浄化槽の排水につきましては、西側の道路の両方に側溝が入っているわけですが、西側の方の側溝に流すということで申請が出ております。以上、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、それでは、「変-30-1」についても、2人の委員が現地調査されております。どちらかの委員で、現地調査の報告をお願いいたします。 はい、大窪委員。</p>
大窪委員	<p>9番大窪です。「変-30-1」について現地調査の報告をいたします。永野委員、私、事務局、行政書士の方、申請人の奥様のお父さん立ち合いで行いました。場所は後田〇〇のお父さんの家の隣でした。排水等につきましても大きな排水路がありますので、周囲に与える影響もないと思われました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「変-30-1」について現地調査の報告がありましたが、この件について異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、「変-30-1」については、許可相当の意見書を付して進達することに決定しました。</p> <p>10ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、農業振興地域整備計画変更の件「変-30-2」について事務局が</p>

	説明いたします。
事務局	<p>「変-30-2」について説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町富山〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。申請地が富山字〇〇 〇〇〇番〇、畑で861㎡となっております。用途につきましては、店舗兼住宅にしたいということで、現在親と同居し、父親の〇〇と一緒に仕事をしているが、今回結婚したのを機に父所有申請地を譲り受け、〇〇を併設した持ち家を建築したいということで申請が出ております。農地の区分は除外後が第1種農地の集落接続施設に該当いたします。場所につきましては、下にありますとおり、〇〇振興会内の県道と農免道が交差する交差点がありますけれども、〇〇側から行きますとその交差点を左折いたしまして、〇〇方面に約100m行ったところの右手が申請地となっております。配置図につきましては、右にありますとおり、〇〇と住宅部分を併設した居宅を奥に造りまして、手前の方に車庫を造り、西側の方には来客用の駐車場のスペースを作るということで配置がなっております。</p> <p>浄化槽の排水につきましては、農免道路の側溝に流すということで申請が出ております。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	はい、それでは、「変-30-2」についても、2人の委員が現地調査されております。どちらかの委員で、現地調査の報告をお願いいたします。 はい、永野委員。
永野委員	8番永野です。「変-30-2」の現地調査の報告をいたします。6月20日に大窪委員、私、申請代理人、事務局で現地調査を行いました。場所は、先ほどありましたが、〇〇から〇〇振興会に向かいますと〇〇がありますが、次の交差点を左折しまして、農免道路を100㎡ほど進んだ右側になります。現状は畑で、道路より若干高くなっております。奥の周辺は住宅が広がっており、敷地の南側に9mの道路があり両側に側溝が整備されており、排水については特に問題は無いと思われまます。皆様方の審議をよろしく願いいたします。
議長	はい、ご苦労さまでした。只今、「変-30-2」について現地調査の報告がありましたが、この件について異議、意見等はございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議長	<p>はい、異議なしということですので、「変-30-2」については、許可相当とし、意見書を付して進達することに決定しました。</p> <p>11ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。6月分を事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の6月分につきまして説明いたします。</p> <p>1番の所有権移転ですが、内之浦地区はございませんでした。</p> <p>高山地区が、田が3件の4筆で5,954㎡となっております。詳細は12ページをご覧ください。この件につきましては、あっせん申し出があった分で、認定農業者の方へ売買のあっせんが成立した分となっております。</p> <p>つづきまして2番の利用権設定ですが、内之浦地区の新規が、田が3件の7筆で4,246㎡、畑はありません。再設定は、田が7件の15筆で14,460㎡、畑が1</p>

事務局	<p>件の1筆で550㎡です。高山地区は新規設定が、田が13件の40筆で34,516㎡、畑が5件の5筆で11,977㎡、再設定が、田が21件の37筆で41,199㎡、畑が6件の11筆で17,405㎡、肝付町の合計が、田が44件の99筆で94,421㎡、畑が12件の17筆で29,932㎡、田、畑合わせて合計で、56件の116筆で124,353㎡であります。詳細につきましては、内之浦地区が13ページ、高山地区が14ページから16ページに掲載してございますのでお目通しください。以上、よろしくお願います。</p>
議長	<p>はい、12ページを開けてください、所有権移転が3件あります。まずはお目通しをお願いします。</p> <p>はい、それでは、まず、2番と3番に白田委員の関係する案件がありますので、白田委員の退席をお願いします。【白田委員退席】</p>
議長	<p>それでは、まず、所有権移転の2番と3番の件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、所有権移転の2番と3番の件については、許可することに決定しました。（白田委員～入室・着席）</p> <p>つづきまして、所有権移転の1番の1件について審議します。</p> <p>異議、意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、所有権移転の1番の1件については、許可することに決定しました。</p> <p>引き続き利用権設定についてお目通しください。</p> <p>それでは、先ずは内之浦地区の11件の利用権設定の件から審議します。</p> <p>異議、意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、内之浦地区11件については、提案どおりすべて許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、高山地区の利用権設定の件について審議します。45件ありますのでお目通しください。</p> <p>それでは、審議しますが、高山地区の45件の利用権設定について、異議、意見等ありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定案件の45件については、提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、報告協議に入ります。17ページをお開きください。</p> <p>「農地利用集積事業計画の解約について」7件あります。解約理由はそれぞれ、借手の都合、貸手の都合、所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものであります。お目通しをお願いします。ご意見等はありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、「農地利用集積事業計画の解約について」は、報告のとおり承認されました。</p>

議 長	18ページをお開きください。 つづきまして、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。
事務局	あっせん申し出の未成立分の積み残し等ではありますが、18ページから20ページまで、譲渡、貸付、借受け、譲受希望の未成立分が載せてあります。今月は、あっせん申出はありませんでしたが、今年度の申出分は殆どが成立しているようですので、積み残しが少なくなっております。29年度の申出分がまだ16件ほど残っているようですが、ご覧いただき各担当委員で気づかれた点がありましたらお知らせください。条件が悪いところが残っているようですが、あっせんが成立するようよろしくお願いいたします。以上、説明を終わります。
議 長	この件に関しまして何かありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	それでは、報告・協議まで終了しましたので、つづきまして、その他に入ります。何かありませんか。
	「なしという声あり」
議 長	それでは、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、7月25日(水)午前10時の予定ですのでよろしくお願いいたします。 それでは、6月の定例総会を以上で終了いたします。

<午前11時02時分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

平成30年6月25日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 中嶋 睦巳

委 員 中村 重治